

# 海兵隊の安全対策

## 「常に安全第一」



常に安全第一を念頭に置くよう訓練されている

### 安全確保は沖縄での活動全てにおいて不可欠：公務中・公務外、基地内・基地外

- ・海兵隊員の安全を守ることは、同盟国としての任務を遂行できる態勢を維持することを意味する
- ・地域の安全を確保することで強固な相互信頼関係を支える環境が維持され、任務の遂行が可能となる
- ・いかなる状況下でも有用性や利便性を理由に安全性を疎かにしない
- ・全ての海兵隊員は危険を察知し、的確な処置を施すことが求められる
- ・運用、演習、任務、公務時間外活動は安全性の考慮の対象となる
- ・危険な状況が確認された際、積極的に過去の教訓を活かす

#### 陸上運用の安全対策

- ・海兵隊のドライバーは沖縄の情報や訓練に特化した交通安全コースを受講
- ・安全確保のため全ての車両の定期検査を実施し、運用前や任務終了後は毎回点検
- ・事件・事故は徹底的に調査し、調査結果を安全対策に盛り込む
- ・地域を考慮した規制に基づく基地外での軍用車両の運転
  - 高速道路使用の制限
  - 時間帯の制限
  - 文化的行事日の制限



安全運用のため海兵隊車両を点検

#### 航空運用の安全対策

- ・全てのパイロット、乗組員、整備員は、毎日、毎月、四半期、年一回の訓練を受講
- ・安全確保のため全ての航空機の定期検査を実施し、飛行運用前や任務終了後は毎回点検
- ・航空事故は徹底的に調査し、調査結果を安全対策に盛り込む
- ・地域を考慮した規制に基づく飛行時間や人口集中地域上空の運用
  - 週末の制限
  - 時間帯の制限
  - 文化的行事日の制限



安全運用のため海兵隊航空機を点検

#### 公務外の安全対策

- ・基地外の活動を規制する総合的な安全規定を設定
- ・海兵隊員は公務時間外活動の前に安全教育と地元文化概要説明を受講
- ・沖縄で運転する海兵隊員は安全運転コースを受講
- ・沖縄県警が交通安全教育を実施
- ・交通違反者の処罰
- ・基地外での違反者は日本の法律制度で処罰
- ・安全専門家による年2回の講習で安全習慣を再確認
- ・公務時間外活動を規制する特定ルール
  - 自由時間の制限
  - 立入り禁止場所のリスト



公務外も安全を守るよう訓練されている

### 継続的な安全訓練

- ・全ての海兵隊員は安全第一を入門訓練で学ぶ
- ・全ての海兵隊員は安全再教育講習を毎年受講することが義務付けられている
- ・全ての海兵隊員は季節ごとの活動に重点をおいた総合的な安全講習を受講する
- ・全ての海兵隊員は任務に応じた特定の安全訓練を受ける

#### 海兵隊の主要な安全プログラム

- |          |            |           |            |
|----------|------------|-----------|------------|
| - 航空医学安全 | - 爆薬・弾薬の安全 | - 熱傷防止    | - 交通安全     |
| - 航空安全   | - 防火       | - レーザー安全  | - 戦術的安全    |
| - 圧縮ガス安全 | - 地上安全     | - 任務外安全   | - 民間人安全専門家 |
| - 電磁気安全  | - 危険物安全    | - 運用リスク管理 |            |
| - 救急サービス | - 聴覚保護     | - 射撃場安全   |            |

**最も貴重な財産は個々の海兵隊員 – 彼らを守る為に全力を尽くす**

**最も貴重な関係は近隣地域住民との関係 – 地域の安全を確保するために全力を尽くす**